

指定管理者の選定結果

○笠間クラインガルテンに係る選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間クラインガルテン
- (2) 所在地 笠間市本戸4258
- (3) 設置目的 地域農業と観光農業の振興及び市民と都市住民との交流を図ること。
- (4) 設置根拠 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例
- (5) 敷地面積 38,650㎡
- (6) 施設概要 ①農園施設及びクラブハウス並びにそれらに付随する施設
②農産物販売所
③地域食材供給施設（直営又は貸テナント）
- (7) 施設所管課 産業経済部 農政課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 管理運営業務 ①宿泊施設付き市民農園50区画及び市民農園50区画に関する業務
②クラブハウスに関する業務
③多目的交流施設に関する業務
④農産物加工施設に関する業務
⑤炭焼き施設に関する業務
⑥笠間クラインガルテン周辺の農業体験施設及び農園等との連携に関する業務
⑦農産物販売所に関する業務
⑧地域食材供給施設に関する業務
⑨その他、笠間クラインガルテンの管理運営に必要な業務
- (3) 管理経費 業務の対価として、指定管理者に年度協定書で定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 非公募
- (2) 募集結果 応募団体 株式会社マイファーム

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審 査 項 目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされているか。	20
	利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	適切な施設の維持管理を期待できるか。地球温暖化対策やごみ減量化を意識して環境負荷を軽減できるか。	20
	利用者や収入額の増加、利便性やサービスを	

		向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	現実性がある収支計画を立案しているか。 経費削減の方策を適切かつ積極的に行えるか。	20
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。 安定した経営基盤を有しているか。 個人情報保護に関する法律を遵守し、適切に個人情報を管理できるか。 災害時や緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯及び防災対策の具体的な方策が講じられているか。 感染症対策をはじめ、施設の衛生管理に配慮し、安全かつ安心な利用を実現できるか。	20
⑤	公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。	都市農村交流により、地域の活性化と農業振興を図れるか。 多様な地域資源を利活用できるか。 地産地消や安心安全な食の展開を図れるか。	20
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和5年11月6日(月) 13時00分から15時40分まで
- ②場 所 笠間市役所 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 8名(委員名簿から北野委員を除く)

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、地域農業と観光農業の振興及び市民と都市住民との交流を図ることを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名全員が、株式会社マイファームを指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【株式会社マイファーム】

選定基準14項目中8項目について、過半数の委員が優れている以上の評価をし、「利用者や収入額の増加、利便性やサービスを向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向

けた提案があるか。」の項目については、全委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、株式会社マイファームが、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

事業計画に位置付ける内容について、積極的に推進することを期待する。

5 選定結果

指定管理者候補者名	株式会社マイファーム
主な選定理由	利用者や収入額の増加、都市農村交流による地域の活性化と農業振興を図るための方策を評価したため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間クライנגルテン
指定管理者	株式会社マイファーム
指定期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

○笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場に係る選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 ①笠間市地域交流センターともべ
②笠間市営友部駅南口自転車駐車場
- (2) 所在地 笠間市友部駅前1番10号
- (3) 設置目的 ①市民の交流を促進し、地域の活性化並びに地域活動及び健康増進の推進を図ること。
②駅周辺の環境整備を図るとともに、自転車利用者の利便に資すること。
- (4) 設置根拠 ①笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例
②笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要 ①開設年月日 平成29年1月29日
②敷地面積 5,665㎡
③建物の構造 木造一部RC造平屋建て
④建築面積 1,581.65㎡
⑤延床面積 2,030.19㎡
⑥建物概要 マルチホール、健康ルーム、会議室、コミュニティルーム、カフェ、市民サロン、検索コーナー、消費生活センター、授乳室、調理室、談話室、キッズコーナー、交流ホール、ギャラリー、印刷室、事務室、倉庫
⑦屋外部分 駐車場(63台)、地下自転車駐車場(256台)、まちのひろば 防災井戸1基、防災トイレ4基
- (6) 施設所管課 総務部 総務課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (2) 管理運営業務 ①地域交流センターともべの施設等の運営及び維持管理に関する業務
②市民の交流の促進に関する業務
③地域の活性化及び地域活動の推進に関する業務
④市民の健康増進を目的とした施設利用に関する業務
⑤自転車駐車場の利用手続及び利用料の収納に関する業務
⑥自転車駐車場の利用に伴う利用者への便宜の寄与に関する業務
⑦自転車駐車場の施設及び付属設備等の維持管理及び安全の確保に関する業務
⑧自主事業としてカフェの運営に関する業務
⑨市長並びに指定管理者が必要と認める業務
⑩その他、地域交流センターともべの設置の目的を達成するために必要な業務
- (3) 管理経費 業務の対価として、指定管理者に年度協定書で定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 公募
- (2) 募集結果 応募団体 特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
特定非営利活動法人友部 commons

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

- (1) 選定基準
募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審 査 項 目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされているか。
		利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	適切な施設の維持管理を期待できるか。地域温暖化対策やごみ減量化を意識して環境負荷を軽減できるか。
		利用者や収入額の増加、利便性やサービス向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	現実性がある収支計画を立案しているか。
		経費削減の方策を適切かつ積極的に行えるか。
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。
		安定した経営基盤を有しているか。
		個人情報保護に関する法律を遵守し、適切に個人情報を管理できるか。
		災害時や緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯及び防災対策の具体的な方策が講じられているか。
		感染症対策をはじめ、施設の衛生管理に配慮し、安全かつ安心な利用を実現できるか。
⑤	公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。	地域の活性化及び地域活動の推進を図るための有効的な取り組みが提案されているか。
		自主事業が効果的で施設の魅力につながっているか。
		施設の特性を活かした活用方法が提案されているか。
		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和5年11月6日(月) 13時00分から15時40分まで
- ②場 所 笠間市役所 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、市民の交流を促進し、地域の活性化及び地域活動並びに健康増進の推進を図ること等を目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった8名全員が、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会】

選定基準14項目中「地域の活性化及び地域活動の推進を図るための有効的な取り組みが提案されているか。」「自主事業が効果的で施設の魅力につながっているか。」等の8項目について、過半数の委員が優れている以上の評価をした。

【特定非営利活動法人友部 commons】

選定基準14項目中「現実性がある収支計画を立案しているか。」の項目について、複数の委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会が、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

健康ルームの利活用について、更なる充実を期待する。

5 選定結果

指定管理者候補者名	特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
主な選定理由	効果的で施設の魅力につながる自主事業や、施設の特徴を活かした活用方法が提案されていることを評価したため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場
指定管理者	特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

○あたごフォレストハウス 外2施設に係る選定結果

1 施設概要

- (1) 名 称 あたごフォレストハウス
 (2) 所在地 笠間市泉99番地15 外
 (3) 設置目的 地域住民の森林レクリエーションの振興に資すること。
 (4) 設置根拠 あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例
 (5) 施設概要 ①休憩施設
 ②案内施設
 ③飲食施設
 ④森林レクリエーションの振興に係る園地等（遊具、モニュメント、駐車場、トイレ、ハイキングコース等）
 ⑤その他付随する施設・設備
 (6) 施設所管課 産業経済部 観光課

- (1) 名 称 あたご天狗の森野外ステージ、フレンドリーパーク野外ステージ
 (2) 所在地 笠間市泉99番地23、笠間市下郷4445番地1
 (3) 設置目的 地域住民のふれあい及び各種イベントの開催の場として地域振興に資すること。
 (4) 設置根拠 笠間市野外ステージの設置及び管理に関する条例
 (5) 施設概要 ①あたご天狗の森野外ステージ
 ②フレンドリーパーク野外ステージ
 ③その他付随する施設・設備
 (6) 施設所管課 産業経済部 観光課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
 (2) 管理運営業務 ①施設等の運営に関する業務（使用許可及び使用料の收受等に関する業務）
 ②利用者サービスに関する業務（自主事業を含む）
 ③広報に関する業務
 ④施設設備・備品等の維持管理、保守点検、修繕に関する業務（光熱水費の支払いを含む）
 ⑤業務系一般廃棄物の処理に関する業務
 ⑥その他、目的を達成するために必要な業務
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 公募
 (2) 募集結果 応募団体 一般社団法人笠間観光協会

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審 査 項 目		基準点	
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされているか。	20

		利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	適切な施設の維持管理を期待できるか。地球温暖化対策やごみ減量化を意識して環境負荷を軽減できるか。	20
		利用者や収入額の増加、利便性やサービスを向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	現実性がある収支計画を立案しているか。	20
		経費削減の方策を適切かつ積極的に行えるか。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。	20
		安定した経営基盤を有しているか。	
		個人情報保護に関する法律を遵守し、適切に個人情報を管理できるか。	
		災害時や緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯及び防災対策の具体的な方策が講じられているか。	
		感染症対策をはじめ、施設の衛生管理に配慮し、安全かつ安心な利用を実現できるか。	
⑤	公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。	自然環境の保護や景観に配慮した事業であるか。	20
		施設周辺地域の特色やニーズを踏まえた事業であるか。	
		地域や周辺施設との連携が十分に図られているか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和6年2月6日(火) 13時00分から14時10分まで
- ②場 所 笠間市役所 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審議委員 9名

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、地域住民の森林レクリエーションの振興に資すること並びに地域住民のふれあい及び各種イベントの開催の場として地域振興に資することを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点

による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった8名全員が、一般社団法人笠間観光協会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【一般社団法人笠間観光協会】

選定基準14項目中6項目について、過半数の委員が優れている以上の評価をし、「安定した経営基盤を有しているか。」の項目については、全委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

申請団体を審議した上で採決した結果により、一般社団法人笠間観光協会が、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

地元産食材の積極的な提供を期待する。

5 選定結果

指定管理者候補者名	一般社団法人笠間観光協会
主な選定理由	安定した経営基盤や人材の確保及び他団体との連携といった管理運営の体制が整っていることを評価したため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	あたごフォレストハウス あたご天狗の森野外ステージ フレンドリーパーク野外ステージ
指定管理者	一般社団法人笠間観光協会
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(別添)

笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

(任期：R5.4.1～R7.3.31)

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

	委員名	所属・職名	備考
1	すずき 鈴木 くに子	株式会社いばらき不動産 専務取締役	
2	しばた たかゆき 柴田 隆之	公益社団法人茨城県薬剤師会 専務理事	
3	いしだ なおこ 石田 奈緒子	首都圏新都市鉄道株式会社 常務取締役	
4	おぬま しげぶみ 小沼 茂文	有限会社共栄モータークラブ 代表取締役	
5	たどころ たかみつ 田所 隆充	有限会社三共金属工業所 工場長	

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員（行政側委員）

	委員名	所属・職名	備考
1	こんどう けいいち 近藤 慶一	笠間市副市長	会長
2	きたの たけし 北野 高史	笠間市政策企画部長	
3	ごとう ひろき 後藤 弘樹	笠間市総務部長	
4	ほりえ まさかつ 堀江 正勝	笠間市教育委員会教育部長	